

相模原市就学奨励規則

昭和37年4月27日教育委員会規則第7号

改正

昭和39年3月19日教育委員会規則第2号

昭和53年5月31日教育委員会規則第6号

平成19年12月12日教育委員会規則第35号

平成21年1月26日教育委員会規則第1号

相模原市就学奨励規則

(目的)

第1条 この規則は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条の規定に基づき、経済的理由のため、就学困難な学齢児童又は学齢生徒(以下「児童生徒」という。)の保護者に対し、予算の範囲内において、奨励金を交付し、就学を奨励することを目的とする。

(交付の対象)

第2条 奨励金の交付を受けることができる者は、国立及び公立の小学校、中学校若しくは中等教育学校(前期課程に限る。)に在学し、本市に住所を有する児童生徒の保護者又は学校教育法施行細則(昭和61年相模原市教育委員会規則第1号)第10条第2項の規定により教育委員会(以下「委員会」という。)から相模原市立の小学校若しくは中学校への区域外就学を承諾された児童生徒の保護者であつて、次のいずれかに該当する者とする。

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による要保護者

(2) 教育長が別に定める基準により前号の者に準ずる程度に困窮していると認められる者

(奨励金交付の範囲)

第3条 奨励金は、次に掲げる経費のうち委員会が必要と認めるものに対し交付するものとする。ただし、生活保護法第13条の規定による教育扶助(以下「教育扶助」という。)を受けているときは、第1号才及び第3号の経費に限る。

(1) 義務教育に伴つて必要な次に掲げる経費

ア 学用品費

イ 通学用品費

ウ 校外活動費

エ 通学費

オ 修学旅行費

カ 新入学児童生徒学用品費

キ アからカまでに掲げるもののほか、委員会が必要と認める経費

(2) 学校給食法(昭和29年法律第160号)の規定による学校給食に要する経費

(3) 学校保健安全法(昭和33年法律第56号)の規定による医療に要する経費

2 前項の規定にかかわらず、他の市区町村又は在学する学校の設置者から前項各号に規定する経費に対し援助を受けているときは、これに相当する奨励金は交付しないものとする。

(交付の申請)

第4条 奨励金の交付を受けようとする者は、就学奨励金交付申請書を当該児童生徒の在学する学校長(以下「校長」という。)を経て、委員会に提出しなければならない。ただし、教育扶助を受けている者については、この限りでない。

2 前項の経由にあつて、校長は就学奨励金申請調書に必要事項を記載して提出しなければならない。

(交付の決定等)

第5条 委員会は、前条による申請があつたときは、当該申請について審査し、奨励金の交付を決定する。

2 前項の決定をしたときは、就学奨励金交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

3 奨励金の交付の時期は、その都度委員会が決定する。

(奨励金の廃止)

第6条 委員会は、奨励金の交付を受けている者が、第2条に規定する交付の対象の要件に該当しなくなつたとき、又は奨励金の交付を受ける必要がなくなつたときは、これを廃止することができる。

2 前項の規定により奨励金を廃止したときは、就学奨励金交付廃止通知書により保護者に通知するものとする。

(奨励金の返還)

第7条 委員会は、奨励金の交付を受けた者が、この規則又はこの規則に基づく教育長の定めに違反したときは、奨励金の全部又は一部の還付を命ずることができる。

(様式)

第 8 条 この規則の規定により使用する書類の様式は、別に定める。

(委任)

第 9 条 この規則の施行について必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和37年4月1日から適用する。

附 則 (昭和39年3月19日教委規則第2号)

この規則は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則 (昭和53年5月31日教委規則第6号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和53年5月1日から適用する。

附 則 (平成19年12月12日教委規則第35号)

この規則は、平成19年12月26日から施行する。

附 則 (平成21年1月26日教委規則第1号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

相模原市就学奨励金交付認定基準

相模原市就学奨励規則(昭和37年相模原市教育委員会規則第7号)第2条第2項の規定による交付認定基準を次のとおり定めるものとする。

- 1 就学奨励金の申請をした者(以下「交付申請者」という。)の属する世帯に属する者(以下「世帯構成員」という。)の奨励金の交付の申請日(以下「交付申請日」という。)の属する年の前年(交付申請日が属する年度分の交付申請を1月から3月までに行う場合は、交付申請日の属する年の前々年)の総所得の合計額が次に掲げる方法により算出した額の合計額(以下「世帯の最低生活費」という。)の1.5倍以下であること。
 - (1) 基準生活費 交付申請日の属する年の前年(交付申請日が属する年度分の交付申請を1月から3月までに行う場合は、交付申請日の属する年の前々年)の12月31日における世帯構成員の生活保護法による保護の基準(昭和38年厚生省告示第158号。以下「保護の基準」という。)に規定する別表第1第1章1(1)ア(イ)1級地-2の第1類の表及び第2類の表に定める額を同章1(2)アに基づき算定した額の合計額とする。この場合において、12月の基準生活費の額は、当該合計額に世帯構成員1人につき期末一時扶助費を加えた額とする。
 - (2) 教育扶助費 交付申請日の属する前年(交付申請日が属する年度分の交付申請を1月から3月までに行う場合は、交付申請日の属する年の前々年)の12月31日における保護の基準別表第2に定める小学校又は中学校の基準額(月額)及び交付申請日の属する年度の前年度の同表第2に定める学校給食費(中学校にあっては、交付申請日の属する年度の前年度において相模原市立中学校に在学している全生徒が負担した学校給食費の総額を相模原市立中学校に在学している全生徒数で除して算出した生徒一人当たりの平均学校給食費(円未満切捨て)とする。)の額を合算した額とする。
 - (3) 住宅扶助費 家賃支払世帯については、59,800円(月額)を限度する実支払額とする。
- 2 交付申請日の属する年度又はその前年度において、次のいずれかの要件を満たすこと。
 - (1) 世帯構成員が生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく保護の停止又は廃止を受けたこと。

- (2) 世帯構成員が地方税法(昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号)第 2 9 5 条第 1 項に規定する市町村民税の非課税措置を受けたこと。
 - (3) 世帯構成員が地方税法第 3 2 3 条に基づく市町村民税の減免(災害による減免に限る。)措置を受けたこと。
 - (4) 世帯構成員が地方税法第 7 2 条の 6 2 に基づく個人の事業税の減免(災害による減免に限る) 措置を受けたこと。
 - (5) 世帯構成員が地方税法第 3 6 7 条に基づく固定資産税の減免(災害による減免に限る。) 措置を受けたこと。
 - (6) 世帯構成員が国民年金法(昭和 3 4 年法律第 1 4 1 号)第 9 0 条又は第 9 0 条の 2 第 1 項、第 2 項若しくは第 3 項に規定する国民年金の掛金の減免措置を受けたこと。
 - (7) 世帯構成員が国民健康保険法(昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号)第 7 7 条に規定する保険料の減免又は徴収の猶予措置を受けたこと。
 - (8) 世帯構成員が児童扶養手当法(昭和 3 6 年法律第 2 3 8 号)第 4 条に規定する児童扶養手当の支給を受けたこと。
 - (9) 世帯構成員が中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成 6 年法律第 3 0 号)第 1 4 条第 1 項の支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成 1 9 年法律第 1 2 7 号)附則第 4 条第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成 2 5 年法律第 1 0 6 号)による改正前の中国在留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 1 4 条第 1 項の支援給付を含む。)を受けたこと。
 - (1 0) 世帯構成員が生活福祉資金貸付制度要綱(平成 2 年 8 月 1 4 日厚生省第 3 9 8 号厚生事務次官通知)に基づく生活福祉資金の貸付(低所得世帯への貸付に限る。)を受けたこと。
 - (1 1) 世帯構成員が雇用保険法(昭和 4 9 年法律第 1 1 6 号)第 4 4 条に規定する日雇労働被保険者手帳の交付を受けたこと。
- 3 交付申請者の世帯構成員が次のいずれかの状況にあると判断できること。
- (1) 世帯構成員が失業(自己都合を除く。)により、交付申請日の属する年の総所得の見込額の合計額が世帯の最低生活費の 1 . 5 倍以下となる場合

- (2) 離婚 (離婚の届出はしていないが、事実上離婚したと同様の状況にある場合を含む。) による別居又は配偶者等の暴力による別居により、交付申請日の属する年の総所得の見込額の合計額が世帯の最低生活費の 1 . 5 倍以下となる場合
- (3) 世帯構成員の死亡により、交付申請日の属する年の総所得の見込額の合計額が世帯の最低生活費の 1 . 5 倍以下となる場合
- 4 その他教育長が特に援助を必要と認める状態にある者

附 則

この基準は、昭和 5 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 1 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 1 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 2 3 年 5 月 2 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 2 6 年 1 0 月 1 日から施行する。